

カスタマーハラスメントに対する

協会制定掲示物の取扱い変更について



埼玉県宅建協会では、令和7年4月1日施行の業者票・従業者名簿の改正に伴い、これまで会員事務所に義務付けていた従事者の顔写真や氏名の掲示を見直しました。

近年、不動産業界従事者のプライバシー保護の重要性が高まるとともに、カスタマーハラスメントが社会問題となっています。こうした背景を踏まえ、従事者の安全確保とプライバシー保護を目的として、以下の1～4の項目について、掲示義務を**廃止・任意化**いたしました。

1 証（代表者）

2 政令第2条の2で定める使用人

近県でも上記2種の掲示物は発行していないことから、顔写真や氏名を本会が掲示義務を課すのはプライバシー保護のため避けるべきとの判断により廃止いたします。（令和7年4月1日改正）

※会員事務所へ今まで掲示いただいております、1～2の掲示物につきましては、書式自体が廃止されますので、破棄いただくようお願いします。

1・2の掲示物は 廃止いたします

廃止

証

(代表者写真)

免許証番号
国土交通大臣 () 第 号
埼玉県知事

免許有効期間 (免許日の翌日から法定期限まで)
年 月 日から
年 月 日まで

商号又は名称
代表者氏名

上記のものは、宅地建物取引業法第3条第1項の規定により免許を受けた宅地建物取引業者であり、その代表者として当協会に届け出られていることを証します。

年 月 日

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会

廃止

政令第2条の2で定める使用人設置証明証

免許証番号
国土交通大臣 () 第 号
埼玉県知事

免許有効期間 (免許日の翌日から法定期限まで)
年 月 日から
年 月 日まで

当該事務所名
政令第2条の2で定める使用人氏名

当該事務所は、宅地建物取引業法施行令(政令)第1条の2で定める支店又は従たる事務所であり、上記のものは同施行令(政令)第2条の2で定める当該事務所の代表者であることを証します。

年 月 日

商号又は名称
代表者氏名

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会

3 専任の宅地建物取引士

書式変更

4 供託票

専任の宅建士から宅建士全員に対応するよう書式変更いたします。（令和7年4月1日改正）

※現在掲示いただいております旧書式（専任の宅建士）は破棄いただくようお願いします。

また、任意で掲示いただくようになりますので、新書式はご希望の方のみ改正後、埼玉県宅建協会ホームページよりダウンロードのうえお使いください。

※データ提供のみ、紙での販売はしていません。

3・4の掲示物は 義務→任意へ変更します

書式変更あり

専任の宅地建物取引士設置証明証

所属事務所名
専任の宅地建物取引士氏名

登録番号
() 第 号

宅地建物取引士証 有効期間満了年月日
年 月 日

上記のものは、当該事務所に勤務する宅地建物取引業法第31条の3第1項で定める成年者である専任の宅地建物取引士であることを証します。

年 月 日

商号又は名称
代表者氏名

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会

書式変更なし

宅地建物取引業法第31条の3第1項で定める成年者である専任の宅地建物取引士

加入している保証協会

名称	公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会
住所	東京都千代田区岩本町2丁目6番3号 (全宅連会館)
所属地方本部所在地	公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会埼玉本部 埼玉県さいたま市浦和区泉高砂町6番15号 (埼玉県宅建会館)

弁済業務保証金の供託所

名称	東京法務局
所在地	東京都千代田区九段南1丁目1番15号



公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会

埼玉県さいたま市浦和区東高砂町6-15 埼玉県宅建会館 TEL048-811-1868